

●返戻金制度に関する事項

1 当社の紹介した候補者が入社後、以下の各号に定める期間内に当該候補者の責に帰すべき事由により退職又は解雇に至った場合、当社は弊社に対し、以下の各号に定めるとおり紹介手数料を返還する。

①入社後60日以内： 紹介手数料の50%相当額

②入社後61日以上～90日以内： 紹介手数料の30%相当額

2 当社は、前項により返還すべき紹介手数料を、当該候補者の退職又は解雇日の属する月の翌月末日までに、弊社の指定する金融機関口座へ振込送金する方法により支払う。なお、振込手数料は当社の負担とする。